

棚倉町障害者活躍推進計画

令和2年3月

機関名	棚倉町長
任命権者	棚倉町長 湯座 一平
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	棚倉町において障害者の法定雇用数は2名であるが、平成31年3月に障害者であったものが退職し1名となって以降、採用がないため障害者採用計画を作成するとともに、法定雇用率達成に向けて、積極的な採用活動を行う必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1.05% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	①障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ②必要に応じて、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障害者雇用推進チーム、支援担当者等)を整備するとともに、組織外の関係機関(福島労働局、白河公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ③役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	①必要に応じて職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例について情報共有を行う。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	①現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ②新規採用又は部署異動その他定期的（人事評価時等）に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検など、必要に応じて検討を行う。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>①基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>②新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>①学生を対象としたインターンシップの中で障害学生の受け入れ、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習について、検討する。</p> <p>②募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	①時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	①本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5)その他の人事管理	①必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4 その他	
	①国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。